

## 交通局職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

## 1 点呼時のアルコール検知

所属	職名	年齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 港南営業所 バス運転手	運輸職員	40代	停職2箇月	令和6年5月23日、6時44分に実施した乗務前の点呼で、0.152 mg/l のアルコールが検出された。

## 2 傷害及び器物損壊（公務外）

所属	職名	年齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 浅間町営業所 バス運転手	運輸職員	40代	停職45日	令和6年8月6日、公休日に飲酒をした後、信号停車中の車両に飛び乗って損壊したうえ、運転手の顔を殴打した。その後、傷害の容疑で送致され、不起訴処分となった。なお、被害者とは示談が成立した。

## 3 遅発運行、報告義務違反及び道路交通法違反

所属	職名	年齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 保土ヶ谷営業所 バス運転手	運輸職員	40代	減給1号	令和6年3月28日、92系統横浜駅西口8時50分発笹山団地中央行を運行する際、バス車内で待機中に寝過ごしたことにより、20分遅れで運行を始めた。その場での報告を怠ったうえ、営業所へ帰所後の点呼においても報告をしなかった。 またその際、待機場所から始発停留所までの一部区間を、シートベルト未装着のまま走行した。

## お問合せ先

交通局人事課 Tel 045-671-3164